

行政書士しずおか

2020 号外



令和2年度 静岡県行政書士会 定時総会 報告
静岡県行政書士会政治連盟 定期総会



静岡県行政書士会

行政書士制度は、
令和3年2月22日に
70周年を迎えます。





行政書士倫理綱領

- 行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。
- 一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。
 - 二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。
 - 三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。
 - 四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。
 - 五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会



CONTENTS

第69回 令和2年度静岡県行政書士会定時総会

1. 会長挨拶	2
2. 知事挨拶	3
3. 日行連会長挨拶	4
4. 議事録	5
5. 質疑通告書	8
6. 答弁書	11
7. 正誤表	13
8. 顕彰者	14

第37回 令和2年度静岡県行政書士会政治連盟定期大会

1. 会長挨拶	20
2. 議事録	21
3. 差し換え資料	22

令和2年度 静岡県行政書士会定時総会

日時:令和2年6月10日 会場:静岡県総合研修所もくせい会館1階「富士ホール」

会長挨拶

静岡県行政書士会会長 平岡 康弘

皆さん こんにちは

日頃より、会員の皆様はじめ、協力団体、各顧問議員の皆様、静岡県行政書士会に多大なるご理解とご協力を頂いていること、本当にありがとうございます。

今、新型コロナウイルスの突然の出現により、世界中が、命・経済の危機にさらされ私たちの生活は大きく変化せざることを余儀なくされています。

このコロナウイルスにより惜しくも亡くなられた方にご冥福を申し上げるとともに、現在、病氣と闘っている方々が一日も早く回復されること、そして医療関係者の方々の勇気と頑張りに感謝と敬意を表したいと思います。

本来、会の最高議決機関である総会は、全会員参加のもとで開催すべきではありますが、コロナ禍が、少し落ち着きを取り戻したとはいえ、まだまだ予断の許されない状況下にあることから、更に期日を延長しての開催も考えましたが、会務、事業活動の停滞は、会員の業務の停滞となるため、少しでも早く事業計画を進めるため、本日開催としました。

開催にあたり、会員、事務職員の健康面を考慮し、ご来賓の方々のご招待を控え、極力短時間にて、三密を避けるため、少ない参加者となるよう皆様にお願いました。こうして皆様のご協力を得て開催できたこと感謝いたします。

また、このような環境での開催となったことで参加出来なかった会員の皆様に、総会の様子をお伝えするため、WEB配信を行うことにしました。

日程の余裕がなかったことから、今回は業者に依頼して配信していますが、コロナ対策となるライブ配信の手法は、本会においても今後の講習会開催にも取り入れていこうと考えています。

昨年、改正行政書士法が成立しました。法の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記され、私たち行政書士の業務が、権利を派生する許認可、権利義務に関する書類の作成、特定行政書士による行政不服審査の手続き代理等、多様化する業務に即したも

のになりました。

社員一人の行政書士法人の設立も可能になり、法人のメリットを享受しやすくなりました。

そして、もう一つ、法律によって行政書士会による会員に対する注意勧告に関する規定が盛り込まれました。違法行為を未然に防ぎ、会員の資質向上、品位をより一層向上させることに役立つものと思われま。

今後は、私たち静岡県行政書士会から発信した「行政書士法第1条の2にある「報酬を得て」の文言の検討、「書類作成に加えて提出受領までを業とすること」で、非行政書士の排除に期待が持てる新たな法改正に向けて静岡連、日行連と一丸となって進めていかなければなりません。

行政書士法制定以来、数々の法改正によって行政書士の地位向上が図られて参りました。その法律に相応しい職能を身に着け、専門家としての職務を果たし、更に社会に貢献していくのも私たちの役目です。

本日は、こうした形による総会で、令和元年度の事業・決算報告ならびに令和2年度の事業・予算の承認を求めるわけですが、できる限りホームページ、会報等を通じて皆さんに情報提供して参ります。また、コロナウイルスにより様々な活動が制限される中での活動となることから事業計画においても、その状況に応じた対応を迫られることも十分予想されます。

今日ここにご参集、そして配信映像を見られている皆様、会員の皆様がより一層安定して仕事ができるよう発展的なご意見を頂き、事業に反映させていきたいと思ひます。

どうか総会でのご審議、ご意見よろしくお願ひいたします。



ご来賓祝辞

静岡県知事 川勝 平太 様

令和2年度静岡県行政書士会定時総会が開催されましたことを心からお慶び申し上げます。

また、皆様方には、日頃、本県行政の推進に多大な御理解と御協力を賜っておりますことを、この場をお借りしまして厚くお礼を申し上げます。

さて、昨年12月には行政書士法の一部が改正されました。今回の法改正は、行政書士の皆様の業務が国民の権利利益に関わるものであることを踏まえ、行政書士法の第1条に規定する同法の目的に「国民の権利利益の実現に資すること」が明記されたことが重要な点であります。

行政書士の皆様には、この改正を機に、高い専門性と職務に係る倫理を保持し、今後も身近な「街の法律家」として、その専門的な知見を最大限に活かすことで、県民の皆様の期待に引き続き応えていただきたいと存じます。

また、本年に入り、新型コロナウイルス感染症が国内外に大きな影響を及ぼしております。本県におきましても、「三つの密（密閉・密集・密接）」を回避し、社会経済活動の維持との両立に配慮した取組に段階的に移行しており、新しい生活様式である「ふじのくにライフスタイル」の実践をお願いしているところであ

ります。

このような状況の中、貴会におかれましては、各給付金等の申請補助や無料電話相談の実施に取り組んでいただいております。大変心強く思うとともに、深く敬意を表する次第であります。

現在、県では、県内の生産者や事業者が直面する厳しい現状を県民の共助で乗り越えていくため、県民の方々に県産品の購入や県内施設の利用を呼び掛けていく「バイ・シズオカ」運動を推進しております。買って（BUY）、寄り添う（BY）ことにより、静岡県が元気になる「バイ・シズオカ」運動に皆様も是非御参加くださいますよう、お願い申し上げます。

結びに、静岡県行政書士会の更なる御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げまして、お祝いの言葉といたします。



令和2年6月10日

静岡県知事 川勝 平太

ご来賓祝辞

日本行政書士会連合会会長 常住 豊 様

この度、令和二年度静岡県行政書士会定時総会が開催されますことを、心よりお慶び申し上げます。

また、日頃より平岡会長をはじめ静岡県行政書士会の会員の皆様には、日本行政書士会連合会の事業運営に多大なるご理解とご協力を賜り、この場をお借りいたしまして、厚く御礼申し上げます。

さて、今、社会は、日本のみならず、世界中において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大との戦いの最中にあります。

こうした非常事態の中で、国や地方自治体では中小法人、個人事業者等や国民向けの各種の支援制度を整備しつつあり、これらに向けた様々な手続きは、まさに我々行政書士がサポートすべき真正面の業務であり、持てる本領を発揮する舞台であるといえます。このため、本会では、早期に全国各単位会での無料電話相談窓口設置をお願いし、そのとりまとめを、ホームページをはじめ、プレスリリースにより広く広報し、社会における行政書士の貢献を強くアピールしてきたところです。今後も行政の動きに呼応した更なる取り組みが必要になるものと承知いたしており、より積極的に行政書士の社会的役割を果たすべく対応を図ってまいります。

また、先の行政書士法の一部改正では、皆様方のご支援、ご協力により、目的規定に「国民の権利利益の実現に資すること」の明記をはじめ、「一人法人」「行

政書士会による注意勧告権」の規定が新設されるに至りました。あらためて深く感謝申し上げます。

現在、政府が実現を目指す第四次産業革命と呼ばれる新たなイノベーション社会において、更なる行政書士の存在感を示していく必要があります。そのために私は「共生」を標榜したいと考えます。地域に根ざし、他者を認め、立場の違いを受入れ、合意を形成しながら、手続きを進めていくという行政書士の特性を十二分に生かし、明るい未来を創造する共生社会の実現を目指し、行政書士制度の発展へと繋げてまいります。

まだまだ先が見えず、厳しい状況が続くことが予測される現状ですが、来年二月二十二日には行政書士制度七十周年が控えており、その際には皆様方と共に盛大にお祝いさせていただきたいと強く願っております。

最後になりますが、静岡県行政書士会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈念いたしまして、お祝いのご挨拶とさせていただきます。



令和二年六月十日

日本行政書士会連合会 会長 常住 豊

令和 2 年度 静岡県行政書士会 定時総会議事録

日 時：令和 2 年 6 月 10 日(水) 自 14 時 00 分 至 15 時 43 分

会 場：静岡県静岡市葵区鷹匠 3 丁目 6 - 1

静岡県総合研修所もくせい会館 1 階

「富士ホール」

会員数：1,531 名（令和 2 年 6 月 10 日現在、個人会員のみ）

1. 開会の辞
2. 物故会員追悼
3. 会長挨拶
4. 議長、副議長選出

司会者が、議長及び副議長の選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」との声があった。司会者は、慣例により前年度の支部長協議会の議長、副議長を指名し、全会一致で承認された。

議長 静岡支部 諸田 薫 会員
副議長 榛原支部 山本 佳延 会員

5. 議長団就任挨拶

6. 議事録署名人選出

議長が、議事録署名人の選出について議場に諮ったところ、「議長一任」との声があった。議長は、議事録署名人に次の 2 名を指名した。

清水支部 下平 芳寛 会員
静岡支部 岩瀬 喜臣 会員

7. 出席者状況報告

渡邊総務委員会統括部長は 6 月 10 日現在の出席者状況を報告。

会員総数	1,531 名 (個人会員のみ)
出席会員数	51 名
委任状提出者数	1,151 名
うち代理権行使者が欠席した等により無効となった委任状数	47 名
委任状有効数	1,104 名
うち会長職務代理に委任した者	966 名
その他の者に委任した者	138 名
議決権行使者数	1,155 名

以上の通り定足数が充足している旨を報告し、議長に委任状とその一覧表を提出した。

議長は、上記報告を受け、静岡県行政書士会会則第 22 条に基づき本会議の成立を宣言し、開会を告げた。

8. 議 事

議長は、本総会の会期が総会次第により本日 1 日限りであることを告げ、議案に対し、事前に文書で提出された質問は 2 件であると述べ、全ての議案終了後に時間的余裕がある場合には、説明内容についての質問を受け付けると説明した。

ここで議長は、関連議案を一括上程することを議場に諮り、承認された。

第 1 号議案 令和元年度事業及び会務報告

第 2 号議案 予備費の充用について

第 3 号議案 令和元年度収支決算報告の件

議長は、関連する第 1 号議案、第 2 号議案及び第 3 号議案を一括上程し、最初に第 1 号議案の説明を平岡会長に求めた。

平岡会長は、第 1 号議案に関して、令和元年度事業及び会務報告として、事業計画の基本方針に添った運営を行ったと内容を説明した。

次に、議長は、第 2 号議案の説明を中山経理委員会統括部長に求めた。

中山経理委員会統括部長は、第 2 号議案に関し、令和元年度収支予算書について会議費に計上した相続家事・成年後見委員会費 462,000 円が集計に反映されていなかったため、経理規程第 28 条の 2 の規定により予備費の充用についての承認を求めたいと提案説明を行った。

継続して、議長は、第 3 号議案の説明を中山経理委員会統括部長に求めた。

中山経理委員会統括部長は、令和元年度収支決算報告の詳細内容を説明した。

関連して、白岩代表監事が静岡県行政書士会会則第 14 条第 5 項及び同第 40 条の 2 に基づく中間監査を令和元年 10 月 10 日、期末監査を令和 2 年 4 月 9 日に行い、経理及び役員の実務執行状況を監査した結果、適正に執行されていると報告を行った。

議長は、事前にこれらの議案に対する質疑の通告書

を提出した2会員に発言を許し、質疑応答が行われた。

① 富士支部 佐野友美会員（第1号議案）

他のADR機関と意見交換をしているか、他のADR機関と比較した状況、意見交換をしていないならその理由、行政書士ADRセンター静岡の取り扱い分野が外国人業務に限定されている理由等を質問。

答弁者 児島ADR運営管理G統括部長

認証前、認証後ともに認証済み単位会との意見交換を実施し、情報共有をしてきたが、認証後はPR活動を先行してきた。認証取得のための地元弁護士会の支援が必要、能力担保、需要と実績といった条件をクリアするため、外国人が多く、また200名余りの行政書士が申請取次行政書士として活動している本県の状況を加味し、外国人に限定した。実績が0という現状から今後は種類や範囲を広げる検討をしていきたいと説明。

② 中遠支部 白井正則会員（第3号議案）

現在監事が1名欠員となっているが、もう1名欠員がでた場合、どのような対策を行うのか質問。

新たな監事を選任しないことを決定した経緯の説明を要望。

答弁者 平岡会長

監事より2名体制で会務遂行をする申し出を受けたこと、規定通りの役員選考は関係者等に多くの負担を強いることから、新たな監事を選任しないことを決定した。重ねて欠員が出た場合は新たに選考が必要となるが、関係者の負担や経費、日程等を含めて緊急時の選考について、法務委員会で検討していくと説明。

議長は、2会員に対して再質問の有無を確認したところ、再質問は無かった。

議長は、一括上程した第1号議案、第2号議案及び第3号議案の承認を議場に諮ったところ、賛成多数で原案通り可決承認された。

第4号議案 令和2年度事業計画（案）の件

第5号議案 令和2年度収支予算書（案）の件

議長は、関連する第4号議案及び第5号議案を一括上程し、第4号議案の説明を平岡会長に求めた。

平岡会長は、第4号議案に関して、基本方針に基づく令和2年度事業計画案の詳細な説明を行った。

次に、議長は第5号議案の説明を中山経理委員会統括部長に求めた。

中山経理委員会統括部長は、第5号議案に関して、令和2年度収支予算書案は、令和2年度事業活動計画に沿った予算編成にもとづいたものであると、詳細内容を説明した。

議長は、事前にこれらの議案に対する質疑の通告書を提出した1会員に発言を許し、質疑応答が行われた。

① 西遠支部 横井豪一会員（第4号議案、第5号議案）

本会では新型コロナウイルス感染症の拡大防止策として、講習会や各種行事を延期又はWEB配信等の手段を取らずに中止している。すでに2月から6月まで約半年間会員としての恩恵を受けていない状況であり、会務停止期間の会費の減額又は免除等を要望。

答弁者 平岡会長、五條経理委員会統括部長

新型コロナウイルスは、前例がない災害であり、今後どうなるかわからない状況で新たな予算を編成は出来ずに、前年対比の予算編成となっている。予算承認後にウェブを利用した事業活動を行っていく。

会則第10条に定める会費免除の条件及び全会員への会費免除は検討していないことを説明、他単位会や支部の状況を報告。

実際に中止した講習会は1つで、3密を回避できないため、中止に至った経緯及び従来より講習会は7月以降に活発に行われていたことを説明。

議長が、横井会員に対して再質問の有無を確認したところ、会員は再質問を希望した。

再質問 西遠支部 横井豪一会員

事業計画で予定していた講習会は中止でなくHP等で動画配信等ができなかったのか。また、

中止を決定した事業をこの場で報告すべきではないか。

答弁者 平岡会長、五條経理委員会統括部長

今後の講習会はWEB配信を視野に準備するが、中止には講師の事情も反映されていること、事業計画にあって中止や延期の対応をしたものは本会HP等でその都度通知していること、予測がつかない状況下での対応であることに理解をいただきたいと回答。

議長は、第4号議案及び第5号議案の承認を議場に諮り、賛成多数で原案通り可決承認されたため、一括上程した第4号議案令和2年度事業計画（案）及び第5号議案令和2年度収支予算書（案）の（案）の抹消を告げた。

議長は、本総会に付議された全議案の審議が終了したことを告げた。

ここで、議場より議長に発言を求める挙手があり、議長が、発言を希望する者を確認したところ、2会員が発言を希望。議長は、申し出のあった順番に議案に関する内容に限り発言を許可した。

① 発言者 三島支部 大川 譲会員

定時総会の委任状における受任者が全員出席しているのか、HPや郵送による書面議決での開催はできなかったのか、他の単位会はどのような方法で開催したのか等を質問。

答弁者 平岡会長、渡邊総務委員会統括部長

委任状提出者1,151名のうち、代理権行使者が欠席した等により無効となった委任状数は47名、委任状有効数1,104名の内訳を報告。

会則に沿った会議運営であること、日本行政書士会連合会関東地方協議会のほとんどの単位会が同様の実施であることを説明。

② 発言者 西遠支部 竹田建紀会員

定時総会議案書77ページの字句誤り、チェック体制の見直しを指摘。本会で導入したZOOMによるウェブ会議のアカウント使用を支部にも認めてほしいと要望。

答弁者 平岡会長

字句誤りの指摘にお詫びの上、議場に訂正を依頼。ZOOMアカウントの使用については、IT推進委員会で検討すると回答した。

議長は、発言及び答弁が終了したことを告げ、退任挨拶の後、正副議長席を退席した。

9. 閉会の辞

質疑通告書

議案に対する質疑の通告書

令和 2 年 5 月 5 日

静岡県行政書士会 会長 宛

通告者 支部名 富士支部
 会員番号 第 19170609 号
 氏名 佐野 友美



私は、下記のとおり 議案に対する質疑を行うので通告します。

記

議案書の 議案番号	質問の具体的内容を詳しくご記入願います。
第1号議案 (2)	<p>行政書士によるADR事業は「国民の権利利益の実現」を具現化する手段として、大変意義があるものと思いますが、ご報告によると残念ながらうまく機能していらっしゃらないようです。</p> <p>質問1</p> <p>日本行政書士会連合会HPによると、現在行政書士会が関与するADR機関は18機関ありますが、他のADR機関と意見交換などなさっていらっしゃいますか。意見交換をされているとしたら、静岡での結果は他のADR機関と比較して、どのような状況なのでしょう。</p> <p>特に意見交換などされておられないようであれば、意見交換なさらなかった理由をお聞かせください。</p> <p>質問2</p> <p>行政書士会による他のADR機関では、取扱分野が複数に亘りますが、静岡では外国人関連手続きに限っているのは、何か理由があるのでしょうか。</p> <p>他県で行っている敷金返還、自転車事故、愛護動物や相続に関することの方が、一般的な国民の権利利益の実現に近いように思います。</p> <p>(私の入会前に議論され尽くしている内容でしたら大変申し訳ありません。その場合は個別にご回答ください。)</p>

記載要領

1. 事項名は「議案第〇号」、「質疑の具体的内容」欄は、「何と何」ともれなくご記入願います。
2. ご質問に対するお答えの正確性を期するため、質問の内容を具体的にご記入いただきますようご協力をお願いします。
3. 会議時間に制約があるため、議長の議事進行にご協力をお願いします。



議案に対する質疑の通告書

令和 2年 5月 4日

静岡県行政書士会 会長 宛

通告者 支部名 中遠支部
 会員番号 第 2929 号
 氏 名 白井正則



私は、下記のとおり 議案に対する質疑を行うので通告します。

記

議案書の 議案番号	質問の具体的内容を詳しくご記入願います。
3号議案	<p>監事の方が2人になって1人欠員のようです。次に欠員が出て1人になると、監査会が開催できなくなります。このような事が考えられますが、どのような対策を行っておりますか。</p> <p>以下、要望です。宜しくお願い致します。 監事が欠員になった事に対して、西部ブロック会議として新しい監事候補者選出を依頼されたので行動を起こしましたが、選出不要との事でした。 このような結果になった事を西部ブロック内の各支部長さんに説明して頂きたいと思えます。 私からも話はしましたが、説明不足だと感じておりますので、宜しくお願い致します。</p>

記載要領

1. 事項名は「議案第〇号」、「質疑の具体的内容」欄は、「何と何」ともれなくご記入願います。
2. ご質問に対するお答えの正確性を期するため、質問の内容を具体的にご記入いただきますようご協力をお願いします。
3. 会議時間に制約があるため、議長の議事進行にご協力をお願いします。



議案に対する質疑の通告書

令和 2 年 5 月 4 日

静岡県行政書士会 会長 宛

通告者 支部名 西遠支部
 会員番号 第03171089号
 氏名 横井豪一



私は、下記のとおり 議案に対する質疑を行うので通告します。

記

<p>議案書の 議案番号</p>	<p>質問の具体的内容を詳しくご記入願います。</p>
<p>第4号 及び 第5号 議案</p>	<p>皆様ご承知の通り、本年に入り新型コロナウイルス感染防止策として静岡県行政書士会及び支部活動を会の方針としての自粛として、相次いで延期ではなく一切の中止をし、会員への活動自体を停止している状態が続いております。</p> <p>自粛期間(令和2年2月～6月又は7月)は、会員は、会からの一切の講習会・福利厚生等を楽しむ事が出来ません。やむを得ない事情である事は理解致しますが、台風の様で一過性の短期間ではなく、約半年間の会からの給付を受ける事が出来ない状態となっている事は事実であります。</p> <p>その間、行政書士としての成長の過程を停止させられている事となっております。</p> <p>よって、令和2年2月～6月又7月等の自粛に伴う各中止期間の会費をそれぞれ相応に減額又は免除を請求致します。</p> <p>例えば、建設業経営審査の令和2年度変更点に伴う講習会に関して、講習会自体は中止しても、資料配布後、無受講者講習会を行い、その動画を会のHPへ乗せる事も可能だったと思われます。未だに会員、特に新人生は、経審の変更点が曖昧な会員が居ると思われれます。</p> <p>当然に強制会である行政書士会会費の支払い義務は、全会員に義務として発生致します。その反射的利益も強制的に生まれていると考えると本申請は必要な事と考えます。</p> <p>今後、発生するだろうと思われる経済恐慌にも鑑み令和2年度の会費の減額又は免除をお願い致します。</p>

記載要領

1. 事項名は「議案第〇号」、「質疑の具体的内容」欄は、「何と何」ともれなくご記入願います。
2. ご質問に対するお答えの正確性を期するため、質問の内容を具体的にご記入いただきますようお願いを致します。
3. 会議時間に制約があるため、議長の議事進行にご協力をお願いします。



答弁書

第1号議案に対する答弁書

質疑通告書提出者：富士支部 佐野友美会員

佐野友美会員ADRに対する貴重なご質問有り難うございます。

ADRについては、静岡県行政書士会の会員、日本行政書士会連合会の全国単位会の関心が今一つというところに於いて、本質問はADR運営管理グループとしてありがたいことと感謝しております。

質問1に対する回答

令和2年2月20日に、日行連18機関の「認証取得済単位会課題検討協議会議」が開催され静岡会も出席し、「行政機関と連携しADR参入を日行連として働きかけをしてもらいたい」旨の要望をしたところです。

また、他の機関出席者との意見交換を行ってき、今後も情報交換をしていきたいと思いますとの合意をすることもできました。

ADR認証機関としての取扱実績については、「法務省かいけつサポート」のHPに毎年の実績が公表されます、現在、(2018.4.1～2019.3.31)1年間の実績が公表されています。

認証を受けた18機関のうち、後発組となる10機関(静岡会は、後ろから3番目)の中で、手続実施者が行政書士のみで運営しているところは、0件、1件/年の実績状況(8機関)です。ちなみに、手続実施者に弁護士を含めている機関(2機関)では、3件、4件/年の実績状況です。静岡会は、原則、手続実施者は行政書士と規定しています。

認証を受けるまでは、認証済みの東京会、神奈川県、京都会等との意見交換、情報支援を頂きました。認証後は、県内の関係機関へのPR活動を先行してはおりましたが、前述のとおり全国会議に於いて他機関と情報を共有し、意見交換を行っております。

PR活動として静岡会は、在浜松ブラジル領事館にポルトガル語によるADRのパフレットを配置しております。

「かいけつサポート通信」が毎月送付されてくると、連合会主催のADR関係機関に対する講習会・研修会が開催されること等々から、必要な情報については、適宜、入手に努めているところです。今後につき

ましても、本会としては、引き続き、社会貢献の一助として実績を上げられるように努めて参りますのでご理解をお願いします。

質問2に対する回答

ADR機関としての取扱分野については、過去に取り交わした「日行連」と「日弁連」の合意文書により、次の4分野に、原則、限定されます。

①外国人、②自転車、③ペット、④敷金

認証を受けた18機関の半数は、この4分野を選択しています。残りは、4分野の中の一つ、又は二つを選択しています。

静岡会においては、平成23年頃より社会貢献に対する取組をどうするか、数年かけ検討した中で、ADRと成年後見に取り組むことが、理事会、総会を経て決議され、取り組み始めました。

法務省のADR認証を受けるためには、次の課題があることがわかりました。

① 地元弁護士会の支援が必要であること(当初)

※後に、地元弁護士会の支援でなくとも、弁護士事務所の支援があれば、認証申請が可能であることがわかりました。

② 能力担保が必要であること

※行政書士という資格だけでは、能力担保にならないことがわかりました。

③ 本会(静岡会)がADR認証を受ける需要と実績が必要であること

・静岡県には多くの外国人が在留していること、行政書士又は本会に対する相談件数が多いこと(需要)

・外国人に対する無料相談を長い間やっていること(実績)

上記①、②、③を短期にクリアするためには、外国人に特化した方が早く認証を受けられるだろう、という判断があり、現在に至っています。

なお、法務省のヒアリングの際、「外国人と日本人間のトラブル(紛争)」に限定したのはなぜですか、と問われました。

静岡県内の外国人数は6万4千人超で全国代6位にあり、外国人との共生社会、多文化共生社会であります。又静岡会の申請取次行政書士200人余は外国人と日常的に接しており相談を受けやすい事。

「外国人同士のトラブル（紛争）」を解決するためには、紛争当事者それぞれの外国人の母国の法律を知る必要があります（紛争解決のための準拠法探索の必要）、現状、我々には、そこまでの能力担保ができないためです、と説明し、法務省（担当官）の理解を得たところです。（※日本人と外国人のトラブルの場合、「通則法」の規定「日本人条項」により、多くの場合、日本の国内法で解決可能である）

また、認証後、ADRの実績が増えた際には、取扱分野をその時、追加（変更）すれば良いでしょう、というのが当時の本会のスタンスでした。

今後、現在の実績が0件という事を考えた場合、自転車事故、愛護動物、敷金返還などの紛争についての種類、範囲を広げていくことも課題としていきたいと思えます。

第3号議案に対する答弁書

質疑通告書提出者：中遠支部 白井正則会員

令和元年度、期中に3名で構成する監事のうち、お一人が体調を崩され退会することになりました。白井会員のご指摘のように当初、執行部や他会の会長の意見を聴くなどし、役員等の補充については、万一今後、更に欠員が生じた際、機能しなくなることも想定されたため、補充は不可欠であるとの考えで、支部長協議会の折に、欠員となった西部ブロックに新たな監事の選考をお願いしました。

ご承知かと思いますが監事選出にあたり、

- ①委員会に非推薦者を届け出、理事会で広報の日程等を決定し、支部に通知。
- ②ブロック会及び支部から被推薦者の選出・届け出を経て、
- ③HPに被選任者の公開、各支部への通知をし、総会開催二日前までの広報期間の後、
- ④選考委員会で候補者を選考し、総会にて被選任者を選任する。

という通常の役員改選期と同様の手順を踏む必要があります。

支部長協議会開催後、西部ブロックならびに掛川支部で選出に向けて活動して頂いている最中に、現在、在任中の監事2名の方から、役員改選期と同じ手順を踏むのは、ブロック、支部、本会役員等に大きな負担を強いることになると同時に、総会当日もかなりの時

間を要するならば、会則にある「3名以内」の範囲で残り1年弱の期間を二人で賄うとの申し入れをいただきました。

すでに西部ブロック、掛川支部に選出をお願いしてありましたが、現監事の申し出を有難く受け入れ、甘んじた次第です。現にこの総会に向けて事業ならびに会計監査の大変な職務をお二人で行って頂きました。

事情はここにお示しした通りでございますが、西部ブロック、掛川支部の皆さんに私からお願いしておきながら、その経過ならびに結果の報告を十分説明しないまま、ここに至り、西部ブロック掛川支部の方々にお手間をおかけしてしまったことは、この場を借りてお詫び申し上げます。

お許しを頂くとともに、今後におきましても、西部ブロック、掛川支部の皆様のご協力なくして会務は遂行できませんので、引き続きお力添えを宜しく願っています。

また、重ねて欠員が出た際の対応について、監査会は監事が2名以上でないと開催ができないため、新たに選考が必要となりますが、現行の手順を踏むことは関係者のご負担やかかる経費、日程等を考慮しても困難であることから、緊急時の選考について、今後の規定改正を含めて法務委員会で対応を検討してまいります。

第4号及び第5号議案に対する答弁書①

質疑通告書提出者：西遠支部 横井豪一会員

まさしく、私たちの生活を大きく変えることになっている原因の新型コロナウイルスですが、横井会員のご指摘のように、今開催している総会も来賓にご遠慮頂き、時間短縮、催事縮小、懇親会なしでの開催となっています。

国内に緊急事態宣言が発動され、解除となった今でも、経験したことのない自粛生活を強いられ、企業経営、店舗経営のみならず、当然私たちのような団体にも大きく影響を及ぼし、思うような活動が出来ない状況下にあります。

横井会員が言われるように、いつまでこのような自粛を中心とした生活、そしてこの生活が日常的なものとなっていくやもしれない、そんな危機感は誰しも抱えていることと思います。

当初は、本会においても必要な講習会も中止したり

と、この自粛生活への対応に困惑するばかりでしたが、少しずつコロナ対策の状況下において、企業ではテレワーク、ウェブ会議による活動、店舗ではテイクアウトによる販売とその対応策を講じてこの危機を乗り越えようとしています。

私たち行政書士会もこのコロナ危機を乗り越え、組織活動を停滞させることなく会員の健全な事務所経営のための活動を行っていかねばなりません。

この総会の開催のための常任理事会をはじめ、各土木事務所での経審のコロナ対策のための建設業委員会、IT推進委員会、他各委員会も既にウェブ会議を開催し、事業活動を行っています。

ご指摘の建設業業務における情報提供ですが、本会の事情のみでの対応ではなかったこともご理解いただければと思います。今後はホームページ等を通じて十分な対応を図って参りたいと考えています。

横井会員が言うように今後、会の活動が停滞・停止したままであれば、皆様から徴収した会費の使途について改めて議論が必用になってくるものと思われます。しかし、先にも申しましたように、今後は今までに体験のない環境のもと事業活動を行っておかなければなりません。それには、ひょっとすると今まで以上に費用が出るものもあるかも知れません。

「未知への遭遇」ではありませんが、今の状況下で、すぐに新たな予算編成は困難であること、今後の社会の変化にどう対応するのか未知数であることから、前年対比の予算を組んだままでの承認を求めざるを得なくなっています。

また、前年、前々年度においても各委員会、グループ活動は、本当に少ない予算のなかでの活動であり、メンバーの方々には大変ご苦労を強いてきました。

このようなこと全体を踏まえますと、まだまだ潤沢な予算での活動ではないことから、自粛期間の会費の減額・免除は、大変難しいことをご理解頂きたく思います。

第4号及び第5号議案に対する答弁書②

質疑通告書提出者：西遠支部 横井豪一会員

静岡県行政書士会会則第10条で「会員は疾病、災害その他特別の事由により会費を納入することが困難なときは、その免除、もしくは減額又は延納をその属する支部の長を経て会長に申し出ることができる。」と

規定されています。現行会則はあくまで会員個々の個別の事情により理事会で承認された場合、会費の減免が認められます。横井会員提案の全会員会費減免は規定上大変難しいものと考えています。また、このような会費減免措置は他の単位会でも行っているということを知り及んでいません。西遠支部はじめとして県下17支部の総会でも会費減免の議論がなされたという報告は受けていません。

全会員の前期分会費(1500人×6000円×6ヶ月)は5400万円ですが仮に1カ月の免除で900万円、2カ月の免除で1800万円の会費収入がなくなります。これだけの減収になれば管理費における職員給与の支払いも困窮し、日行連負担金支払いも窮し、各支部への交付金も減額せざるを得なくなり、何よりも各業務委員会の活動に著しい制約が加わり、結局、会費減免により会員が被る不利益が増大するものと考えます。したがって、現状において全会員対象の会費減免は考えていません。

前年度においても4月から6月までは各業務講習会はほとんど開催されておらず、その後、活発に行われています。本年度の事業計画及び予算が承認されれば、これに沿って講習会も含め事業が逐次実行され会費納入に伴う会員としての利益が享受できるものと確信しています。今後の講習会は講師等の理解を得ながらIT推進委員会と協力し情報発信に努めてまいります。

本年3月18日(水)に予定していた経審事前説明会は参加希望者が約200人となり、いわゆる三密を避けコロナウイルス感染拡大防止の観点から中止にし、当日県の担当者が講師として使用する予定だった資料を参加希望者に配信しました。資料を見ても不明な点がある会員は建設業委員会に質問をし、解決していただきたいと思っています。

定時総会の中で議案書の一部訂正を行ったため、併せてご報告いたします。

【定時総会での議案書字句訂正】

定時総会議案書77ページ

収支予算書(案)説明資料

引当金及び積立金等保有額説明書

平成31年4月1日から令和2年3月31日まで
を

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで
に訂正

顕彰者のご紹介

(敬称略)

総務大臣表彰受賞者



五條 義人



鈴木 晃

行政書士業務功労表彰者



土田 哲

静岡県行政書士会会長表彰受賞者

(敬称略・順不同)

顕彰規程	退任役職等	氏名
第3条第1項第2号	副会長	(静岡支部) 岩瀬喜臣
第3条第1項第3号	常任理事	(静岡支部) 大塩博喜 (島田支部) 五條義人 (榛原支部) 福田美奈子
第3条第1項第4号	理事	(沼津支部) 市原誠 (志太支部) 梅原勤一 (島田支部) 若杉利枝 (水窪支部) 奥山浩行
第3条第1項第5号	専門委員会委員	(三島支部) 稲葉洋行
第3条第1項第7号	支部理事事	(三島支部) 山本俊夫 (沼津支部) 深澤佳代子 (清水支部) 堀池一彦

静岡県行政書士会会長表彰受賞者

(敬称略・順不同)

顕彰規程	退任役職等	氏名
第4条第1項第1号	副会長	(沼津支部) 中里龍彦
第4条第1項第1号	常任理事	(伊豆支部) 土田哲 (静岡支部) 諸田薫 (中遠支部) 鈴木市代
第4条第1項第2号	理事	(賀茂支部) 伊藤英雄 (伊豆支部) 石井康一 (三島支部) 瀬川宏 (三島支部) 山本恭彦 (富士宮支部) 中津川浩淳 (富士支部) 鈴木淳 (清水支部) 古本博巳 (掛川支部) 田中めぐみ (掛川支部) 吉田勇 (西遠支部) 増田和紀 (西遠支部) 竹田達紀 藤田由香子 成瀬記言
第4条第1項第2号	監事	(伊豆支部) 鈴木道夫 (中遠支部) 加藤修
第4条第1項第2号	綱紀委員	(富士支部) 鈴木壽久 (静岡支部) 高林和子 (島田支部) 森博士 (中遠支部) 安田正晃 (西遠支部) 松澤民江
第4条第1項第3号	専門委員会委員	(伊豆支部) 杉村武司 (伊豆支部) 神木俊典 (伊豆支部) 進士和典 (三島支部) 浅田昌義 (三島支部) 山本俊夫 (沼津支部) 今井敦史 (沼津支部) 濱名毅 (沼津支部) 高橋茂 鈴木秀和

第4条第1項第3号	専門委員会委員	(沼津支部)	(富士支部)	(富士支部)
		木下 昭	飯塚 晃	和田 勉
		(富士支部)	(富士支部)	(富士支部)
		藤田 哲	戸塚 孝行	上野 裕美
		(清水支部)	(清水支部)	(静岡支部)
		平子 幸成	見機 和人	齋藤 誕
		(静岡支部)	(静岡支部)	(静岡支部)
		赤木 大輔	吉川 和章	福島 功斗至
		(静岡支部)	(静岡支部)	(静岡支部)
		杉山 崇	山崎 剛由	芝田 圭吾
(静岡支部)	(志太支部)	(志太支部)		
小野田 正弘	森崎 健志	和田野 みよ子		
(志太支部)	(島田支部)	(掛川支部)		
白石 香織	鈴木 芳雄	島田 宏哉		
(中遠支部)	(西遠支部)	(西遠支部)		
河村 薫	岸本 敏和	鈴木 ふさ		
(西遠支部)	(西遠支部)	(西遠支部)		
高林 美智代	横井 豪一	中村 哲也		
(西遠支部)	(西遠支部)	(西遠支部)		
村松 正利	新村 夕子	岩渕 弘典		
(西遠支部)	(西遠支部)	(西遠支部)		
遠山 智弘	内山 瑛	米倉 紀男		
(賀茂支部)	(伊豆支部)	(三島支部)		
第4条第1項第3号	支 部 長	深澤 力	藤井 正春	河野 洋昭
		(沼津支部)	(御殿場支部)	(裾野支部)
		服部 正明	長谷川 博之	勝又 智子
		(富士宮支部)	(富士支部)	(清水支部)
		佐野 竹司	横井 博人	原田 重紀
		(静岡支部)	(志太支部)	(島田支部)
		小倉 正稔	戸本 由紀子	鈴木 芳雄
		(榛原支部)	(掛川支部)	(中遠支部)
		名波 正郎	榛葉 諭司	鈴木 幹久
		(西遠支部)		
		塩崎 宏晃		

第4条第1項第4号	副 支 部 長	(賀茂支部)	(三島支部)	(沼津支部)
		赤 城 信 治	二ノ宮 登	竹内恒孝
		(沼津支部)	(御殿場支部)	(静岡支部)
		今井敦史	松本公毅	西村陽子
第4条第1項第5号	支 部 理 事	(静岡支部)	(静岡支部)	(静岡支部)
		倉野英梨佳	赤木大輔	白鳥友子
		(志太支部)	(志太支部)	(志太支部)
		大石和芳	秋山ひとみ	平井睦子
		(中遠支部)	(西遠支部)	
		白井正則	倉田清人	
		(賀茂支部)	(賀茂支部)	(伊豆支部)
		山本紀一	野口弘宣	遠藤護
		(三島支部)	(三島支部)	(三島支部)
		浅田昌義	三枝美紀	後藤俊一
(沼津支部)	(沼津支部)	(沼津支部)		
大貫勝己	田中道博	久保田吉光		
(沼津支部)	(沼津支部)	(御殿場支部)		
高田匡紀	山田和彦	菅沼弘		
(裾野支部)	(裾野支部)	(裾野支部)		
土屋すえ子	中村文男	大谷信昭		
(富士宮支部)	(富士支部)	(富士支部)		
佐野一憲	川田誠	佐野貴盛		
(清水支部)	(静岡支部)	(静岡支部)		
月見里亮介	大川潤一	諸田薫		
(志太支部)	(志太支部)	(志太支部)		
田中三智也	田中延代	金丸好孝		
(榛原支部)	(榛原支部)	(榛原支部)		
高塚伸	植田守	松下勝美		
(掛川支部)	(中遠支部)	(西遠支部)		
曾根順子	鈴木武	藤田和久		
(西遠支部)	(西遠支部)	(西遠支部)		
小池晴伸	片桐保司	山内大		
(西遠支部)				
横井豪一				
(沼津支部)				
第4条第1項第6号	支 部 役 員	足立吉松		

写真コンクール入選者

会長賞	長田 怜也	会員	「水田の水面に映える富士」
優秀賞	石井 康一	会員	「湖畔の秋」
優秀賞	村松 正利	会員	「内緒話」
優秀賞	前田 芳秀	会員	「リフレクト (ポスト)」
入賞	古屋 初男	会員	「分かれ道 (小さな選択)」
入賞	諸田 薫	会員	「月飾り」
入賞	中里 龍彦	会員	「マーメイド (ディズニージャー)」
入賞	野中 房代	会員	「北の大地」
佳作	竹内 一登	会員	「人生山あり谷あり」
佳作	竹内 愛	会員	「闇夜に咲く月下美人」
佳作	金厚 祐一	会員	「日常の中の非日常～朝日と大島～」
佳作	鈴木 芳雄	会員	「サザエさん」
佳作	森光 智一	会員	「古都にて」

会報投稿者

保坂 昭秀 会員

令和2年度静岡県行政書士政治連盟定期大会

会長挨拶

静岡県行政書士政治連盟会長 兎島 良孝

私が静岡県行政書士政治連盟（以下「静政連」と云う）の会計責任者兼幹事長の拝命を受けたのは平成28年9月7日であります。

前任者市川末男様の突然の死去によっての就任でありましたので身の引き締まる思いで引き受けることになりました。

そして、平成29年5月19日静岡県行政書士会定時総会に於いて静岡県行政書士会平岡康弘会長の指名により前任者より会長職を引き継ぐこととなり、爾来今日迄県下1550名余の連盟加入者の会員の皆様とともに行政書士制度の発展に努力して参りましたが未だ未達成の感が拭えません。

翻って行政書士会の政治連盟は、昭和56年6月30日東京ホテルパシフィックに於いて「日本行政書士政治連盟結成大会」が開催され、行政書士制度の進歩改善と行政書士の地位の向上のために次の目標を掲げました。

行政書士法の再改正として、業務の関する部分の改正に「報酬を得て」の削除、「代理行為の規定」と専管化等を結成当初に掲げてきたのであります。

「静政連」は静岡県行政書士会とともにここ数年行政書士法第1条の2の改正を大きな目標として掲げ「報酬を得て」の削除、「書類の作成提出」の追加を半ば公約として発声し続けて今日に至っております。



行政書士政治連盟の結成当初に本改正の目標が掲げられたことは静政連の運動方針が長年の夢として唱えられた事を叶え達成しなければならない事を思い知らされる思いです。

「静政連」は今後とも国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命としてこれを至上目標に会員の皆様とともに努力していきたいと思っておりますので会員の皆様の今後のさらなるご鞭撻とご協力をお願い申し上げたいと思います。

令和2年度静岡県行政書士政治連盟定期大会議事録

日時：令和2年6月10日(水) 自16時00分至16時23分

会場：静岡県静岡市葵区鷹匠3丁目6-1

静岡県総合研修所もくせい会館

1階「富士ホール」

会員数：1,493名（令和2年6月10日現在）

「議長一任」との声をうけ、議事録署名人に次の2名を指名した。

清水分会 下平 芳寛 会員

静岡分会 岩瀬 喜臣 会員

1. 開会の辞

2. 会長挨拶

3. 議長、副議長選出

司会者は、議長及び副議長の選出について議場に諮り、「司会者一任」との声をうけ、慣例により分会長会議の議長、副議長を指名し、全会一致で承認された。

議長 榛原分会 山本 佳延 会員

副議長 静岡分会 諸田 薫 会員

4. 議長団挨拶

5. 議事録署名人指名

議長は、議事録署名人の選出について議場に諮り、

6. 資格確認（出席状況報告）

五條幹事長は、6月10日現在の出席者状況を報告。

会員総数 1,493名

出席者数 49名

委任状提出者数 1,117名

うち、代理権行使者が欠席した等に

より無効となった委任状数 48名

委任状有効数 1,069名

うち、幹事長に委任した者 939名

その他の者に委任した者 130名

議決権行使者数 1,118名

定足数の充足を報告し、議長に委任状とその委任者一覧表を提出した。

議長は、報告を受け、静岡県行政書士政治連盟規約第14条第2項に基づき本会議の成立を告げ、開会した。



定期大会の様子

[令和2年度定期大会議案書10ページ差し替え]

上記のとおり令和元年度の決算報告をいたします。

令和2年4月9日

静岡県行政書士政治連盟

会長 児島良孝 印

監査結果報告書

静岡県行政書士政治連盟

会長 児島良孝様

静岡県行政書士政治連盟規約第7条第7項の規定に基づき、令和元年度期末の本連盟の経理及び役員の仕事執行状況を監査いたしました。

記

1 日 時 令和2年4月9日(木)

2 場 所 静岡県行政書士会3階会議室

3 監査内容

会計 帳簿、領収書、その他の証憑書類等の照合の結果、会計について決算の通り適正なることを認めます。

事業 会長以下、役員業務執行の状況について、その職責を適正に全うされていることを認めます。

以上

会計監査

白岩正行 印

佐野一美 印

令和2年度 静岡県行政書士会定時総会

日時：令和2年6月10日(水)
会場：静岡県総合研修所もくせい会館
1階「富士ホール」



入場時の検温チェック



総会ライブ配信



正副議長



総会風景



質問の風景

行政書士しずおか 号外

発行 静岡県行政書士会
〒420-0856 静岡県静岡市葵区駿府町2番113号
TEL 054-254-3003・254-3005 FAX 054-254-9368 URL www.sz-gyosei.jp
発行人 会長 平岡康弘
編集 広報部長 鈴木 淳 同委員長 杉本和也 同委員 中村吉克・伊藤 僚・古橋洋美・菊池美弥
印刷 池田屋印刷株式会社
〒422-8058 静岡県静岡市駿河区中原746番地の1
TEL 054-285-8275 FAX 054-284-2846
発行年月日 令和2年7月31日

資格は
未来を紡ぐ。

令和2年度

行政書士試験

試験日 令和2年11月8日(日)

試験案内・受験願書の配布期間

窓口配布 令和2年 7/27(月) ▶ 令和2年 8/28(金)

各都道府県庁、各都道府県行政書士会他

郵送配布 令和2年 7/27(月) ▶ 令和2年 8/21(金) **必着**

請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留
「(一財)行政書士試験研究センター 試験課」

※7月6日(月)から受験願書の配布の請求を受け付けます。発送は配布開始日(7月27日(月))以降となります。

受験願書の受付期間

インターネット受付 令和2年 7/27(月) ▶ 令和2年 8/25(火)
午前9時から 午後5時まで

郵送受付 令和2年 7/27(月) ▶ 令和2年 8/28(金)
当日消印有効

受験資格 年齢、学歴、国籍等に関係なく、どなたでも受験できます。

合格発表 令和3年1月27日(水)

問合せ先

総務大臣指定試験機関
一般財団法人行政書士試験研究センター

電話:03-3263-7700(試験専用照会ダイヤル)

ホームページ <https://gyosei-shiken.or.jp>



静岡県行政書士会